

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第11条の2第3項の規定及び同令別表第3中落下さん降下作業手当に関する規定に基き、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令を次のように定める。

昭和33年5月15日

防衛庁長官 津 島 寿 一

落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令

(平2庁訓26・平7庁訓28・改称)

改正	昭和34年7月24日庁訓第43号	昭和37年1月19日庁訓第5号
	昭和40年4月15日庁訓第30号	昭和41年12月24日庁訓第36号
	昭和42年4月20日庁訓第4号	昭和42年12月27日庁訓第41号
	昭和45年6月26日庁訓第29号	昭和46年3月1日庁訓第4号
	昭和46年4月17日庁訓第26号	昭和48年10月23日庁訓第55号
	昭和49年7月11日庁訓第31号	昭和50年9月4日庁訓第40号
	昭和52年4月18日庁訓第15号	昭和54年6月22日庁訓第27号
	昭和55年12月5日庁訓第40号	昭和60年12月21日庁訓第42号
	平成元年5月29日庁訓第49号	平成2年6月8日庁訓第26号
	平成2年10月1日庁訓第38号	平成3年12月24日庁訓第37号
	平成7年3月31日庁訓第28号	平成10年3月25日庁訓第12号
	平成13年3月27日庁訓第30号	平成13年3月30日庁訓第46号
	平成16年3月29日庁訓第21号	平成16年10月28日庁訓第77号
	平成17年3月31日庁訓第46号	平成18年3月31日庁訓第63号
	平成18年7月28日庁訓第83号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成19年3月30日省訓第28号	平成20年3月31日省訓第27号
	平成22年4月1日省訓第15号	平成22年11月30日省訓第43号
	平成23年4月1日省訓第16号	平成26年5月30日省訓第35号
	平成27年4月10日省訓第20号	平成30年3月30日省訓第26号

(落下傘隊員の範囲等)

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条の3第3項第1号に掲げる落下傘隊員として防衛大臣の定める自衛官は、空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第39号）に定める空挺基本訓練課程（次条において「空挺基本訓練課程」という。）を修了し、かつ、次に掲げる部隊に所属する陸上自衛官のうち落下傘降下作業（以下「降下」という。）を行うことを本務とするものとして防衛大臣が指定する者とする。ただし、陸上幕僚長の定めるところにより、降下に関する技能の評価を実施し、その結果が防衛大臣の承認を得て定める基準に達しない者（次条において「特定隊員」という。）については、当該基準に達しないこととなつた日の属する月の翌月から当該基準に達することとなつた日の属する月までの間において、この限りでない。

(1) 空挺団

(2) 需品教導隊

(3) 空挺教育隊

2 令第11条の3第3項第2号に掲げる落下傘隊員として防衛大臣の定める自衛官は、防衛大臣の指定する課程において、降下に関する技能を修得中の航空自衛官とする。

3 令第12条第3項の防衛大臣の定める者は、第1項第2号に掲げる部隊に所属する陸上自衛官とする。

4 令第12条第3項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 陸将補（二）及び空将補（二） 100分の84.5

(2) 1等陸佐（一）及び1等空佐（一） 100分の84.9

- (3) 1等陸佐(二)及び1等空佐(二) 100分の85.9
 (4) 1等陸佐(三)及び1等空佐(三) 100分の86.4
 (5) 2等陸佐及び2等空佐 100分の91.6
 (6) 3等陸佐及び3等空佐 100分の94.2
- 5 令第11条の3第6項第1号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「法」という。)別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸による俸給月額とする。
- 6 令第12条第8項の防衛大臣が定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる2号俸(法第6条第2項の規定の適用を受ける自衛官にあつては、4号俸)による俸給月額とする。
- 7 陸上幕僚長は、第1項ただし書に規定する降下に関する技能の評価の実施結果について、四半期ごとにとりまとめ、当該四半期の終了後1月以内に防衛大臣に報告しなければならない。
- (昭40庁訓30・全改、昭41庁訓36・昭42庁訓41・昭46庁訓4・昭48庁訓55・昭54庁訓27・昭60庁訓42・平元庁訓49・平2庁訓38・平4庁訓37・平10庁訓12・平13庁訓30・平16庁訓21・平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平19庁訓1・平20省訓27・平26省訓35・平27省訓20・平30省訓26・一部改正)

(落下傘降下作業手当の額)

第2条 令別表第5に規定する落下傘降下作業手当の額は、次の表の階級の区分及び空挺隊員等(前条第1項に規定する落下傘隊員(特定隊員を含む。以下この条において同じ。)、特殊作戦隊員である陸上自衛官及び海上自衛隊の特別警備隊に所属する海上自衛官のうち空挺基本訓練課程を修了した者をいう。以下同じ。)、空挺訓練生等(空挺基本訓練課程その他防衛大臣の指定する課程において降下に関する技能を修得中の自衛官をいう。以下同じ。)、空挺基地整備員(陸上自衛隊関東補給処松戸支処又は陸上自衛隊補給統制本部に所属する陸上自衛官のうち、空挺基本訓練課程を修了した者で落下傘の検査のための降下を行うことを本務とするものをいう。以下同じ。)又は空挺予備員(空挺基本訓練課程を修了した陸上自衛官のうち空挺隊員等及び空挺基地整備員でない者をいう。以下同じ。)の区分に従い、同表に定める額とする。

階 級	空挺隊員等	空挺訓練生等	空挺基地整備員	空挺予備員
陸 将 補 1等陸佐 1等海佐 1等空佐 2等陸佐 2等海佐 2等空佐 3等陸佐 3等海佐 3等空佐	6,300円	5,200円	12,600円	7,700円
1等陸尉 1等海尉 1等空尉 2等陸尉 2等海尉 2等空尉 3等陸尉 3等海尉 3等空尉	5,200円	4,200円	10,400円	6,300円

准陸尉 准海尉 准空尉	4,600円	3,800円	9,200円	5,600円
陸曹長 海曹長 空曹長 1等陸曹 1等海曹 1等空曹 2等陸曹 2等海曹 2等空曹 3等陸曹 3等海曹 3等空曹	4,100円	3,300円	8,200円	4,800円
陸士長 海士長 空士長 1等陸士 1等海士 1等空士 2等陸士 2等海士 2等空士	3,400円	2,800円	6,800円	4,100円

2 前条第1項に規定する落下傘隊員が試作落下傘の性能試験のための降下を行った場合において支給する落下傘降下作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に350円を加えて得た額とする。

3 令別表第5落下傘降下作業手当の項中「防衛大臣が認めるもの」は、前条第1項に規定する落下傘隊員（同項第1号及び第3号に掲げる部隊に所属する者に限る。）又は特殊作戦隊員である陸上自衛官が自由落下傘を利用して行う降下とし、当該降下を行った場合において前2項の規定による額に加算する額は、第1項の規定による額に100分の25（防衛大臣の指定する課程において当該降下に関する技能を修得中の場合にあつては、100分の10）を乗じて得た額とする。

（平7庁訓28・全改、平13庁訓46・平16庁訓21・平17庁訓46・平19庁訓1・平19省訓28・平20省訓27・平27省訓20・平30省訓26・一部改正）

附 則（抄）

1 この訓令は、昭和33年5月15日から施行する。ただし、この訓令中救難降下員及び救難降下訓練生に係る改正規定は、同年2月17日から適用する。

3 前項の規定により削除された防衛庁職員給与施行規則第3条の5及び第17条の4の規定により従前支給した落下さん隊員手当及び落下さん降下作業手当は、この訓令の相当規定により支給したものとみなす。

附 則（昭和34年7月24日庁訓第43号）

1 この訓令は、昭和34年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 昭和34年3月16日から同年3月末日までの間において空挺隊員等、空挺訓練生等若しくは空挺予備員であった者に対しては、同月16日以後改正前の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令第2条第1項第2号の規定を適用しないものとし、同令同

条同項第3号及び第4号の規定中「3月15日」とあるのは「3月31日」と、「給与期間の数の2倍」とあるのは「給与期間の数の2倍（昭和34年3月16日から同月31日までの期間については、1倍）」と、同項第5号の規定中「3月15日」とあるのは「3月31日」と読み替えて適用するものとする。この場合においてそれらの者に対して昭和34年3月15日以前の降下につき同令第2条の規定に基き従前支給された落下さん降下作業手当の総額は、この訓令の規定によって支給すべき落下さん降下作業手当の額の内払又は仮払として精算を行うものとする。

附 則（昭和37年1月19日庁訓第5号）

この訓令は、昭和37年1月19日から施行し、昭和36年6月7日から適用する。

附 則（昭和40年4月15日庁訓第30号）

この訓令は、昭和40年4月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月24日庁訓第36号）

- 1 この訓令は、昭和41年12月24日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和41年9月1日から適用する。

附 則（昭和42年4月20日庁訓第4号）

- 1 この訓令は、昭和42年4月20日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則及び改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年12月27日庁訓第41号）

- 1 この訓令は、昭和42年12月27日から施行する。ただし、第6条の規定及び第7条中第4条第3項の改正規定は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令（第4条第3項を除く。）、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和45年6月26日庁訓第29号）

この訓令は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月1日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月17日庁訓第26号）

- 1 この訓令は、昭和46年4月17日から施行する。
- 2 改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年10月23日庁訓第55号）

この訓令は、昭和48年10月23日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行細則、防衛庁職員療養及び補償実施規則、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、乗員の範囲等に関する訓令及び俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月11日庁訓第31号）

- 1 この訓令は、昭和49年7月11日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）第4条第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第5項、第20条第2項から第4項まで、第21条第2項、第23条第2項、第27条、第27条の2第2項並びに第27条の3の規定、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定並びに第4条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令（以下「改正後の乗員訓令」という。）第2条の規定は昭和49年4月1日から、改正後の施行細則第17条第2項及び別表第6の規定、第3条の規定による改正後の研究職俸給表の適用を受けるべき事務官等の勤務箇所

を定める訓令の規定並びに改正後の乗員訓令第1条の規定は同月11日から、改正後の施行細則第32条及び別表第2の規定は同年5月28日から適用する。

附 則（昭和50年9月4日庁訓第40号）

- 1 この訓令は、昭和50年9月4日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令（以下「改正後の落下さん訓令」という。）及び第3条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和50年4月1日から適用する。ただし、改正後の落下さん訓令第2条第1号の表中陸将に係る部分は同年7月1日から、改正後の施行細則別表第4の規定（防衛医科大学校に係る部分を除く。）は同月15日から、改正後の施行細則別表第4の規定（防衛医科大学校に係る部分に限る。）は同年8月6日から適用する。

附 則（昭和52年4月18日庁訓第15号）

- 1 この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定（目次、第22条及び別表第3の2の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月22日庁訓第27号）

- 1 この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第19条第1項、第25条の2第3項及び第27条第1項、第2条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令第1条第1項及び第2項並びに第3条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第1条第3項の規定は昭和54年4月1日から、第1条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第25条の2第1項の規定は同月4日から適用する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成元年5月29日庁訓第49号）

この訓令は、平成元年5月29日から施行し、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月8日庁訓第26号）

この訓令は、平成2年6月8日から施行し、改正後の落下傘隊員の範囲並びに落下傘降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年12月24日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成3年12月24日から、第3条から第6条までの規定は平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日庁訓第28号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成13年3月27日庁訓第30号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成13年3月30日庁訓第46号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日庁訓第21号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年3月31日庁訓第46号）

この訓令は、平成17年3月31日から施行し、平成16年10月7日から適用する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

（落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令に関する経過措置）

2 防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成20年政令第98号。次項において「平成20年改正令」という。）附則第2条の規定による防衛大臣が定めるものは、第2条の規定による改正前の落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令第1条第1項第4号及び第5号に掲げる者とする。

3 平成20年改正令附則第2条の落下傘隊員手当の支給については、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第6項第2号、第11条の4、第12条第6項及び第7項並びに第13条第2項に規定する落下傘隊員手当の支給の例による。

4～6 略

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成22年11月30日省訓第43号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

2・3 （略）

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

2 （略）

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

2 （略）